

## 島根地方最低賃金審議会 第420回会議 議事録

- 1 日 時 令和3年7月6日(火) 午前10時00分～午前11時00分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名  
労働者代表委員 出席5名 定数5名  
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○会長及び会長代理の選出  
○島根県最低賃金の改正諮問について  
○島根地方最低賃金審議会運営規程及び運営小委員会運営規程の改正について  
○専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について  
○運営小委員会の設置について  
○公開と意見陳述について  
○労働団体からの要請書について

【指導官】 本日は、お忙しい中、御出席いただき、大変ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより島根地方最低賃金審議会第420回会議を開会いたします。

本日は第56期委員を委嘱して初めての審議会となりますので、会長及び会長代理の選出までは、事務局において議事進行をさせていただきます。

また、本日は新型コロナウイルス感染予防対策として、パーティションを設置しております。飛沫感染防止のため、座って進行させていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

最初に、事務局職員の紹介、委員の出席状況に関する報告、労働局長挨拶、配付資料の確認を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、本年4月1日付で事務局職員の人事異動がありましたので、職員を紹介させていただきます。資料確認と少し前後しますが、皆様のお手元にある青色のインデックス、資料ナンバー2の事務局体制を御覧ください。

名簿を添付しております。

労働局長は、倉持でございます。

【局長】 倉持です。よろしくお願いいたします。

【指導官】 局長からは、後ほど御挨拶させていただきます。

労働基準部長は、異動がありまして三上でございます。

【部長】 労働基準部長として着任しました三上と申します。よろしくお願いいたします。

【指導官】 賃金室長は、藤原でございます。

【室長】 藤原です。よろしくお願いいたします。

【指導官】 賃金指導官の小村といいます。この4月1日付けでこちらのほうに参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上4名で今年度の事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況等について、御報告を申し上げます。

本日は、委員の皆様全員に御出席をいただいております。よって、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及びホームページに6月25日から7月2日まで掲示いたしました結果、傍聴者は、報道関係者が2名とその他4名となっておりますので、併せて報告をさせていただきます。

それでは、労働局長の倉持が御挨拶を申し上げます。

【局長】 おはようございます。改めまして、労働局長の倉持でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から島根労働局の行政運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本日は、5月1日付で御就任いただいた56期の委員による最初の審議会となります。この後、令和3年度の島根県最低賃金の改定についての諮問もさせていただく予定としておりますが、円滑な審議につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

中央におきましては、6月22日に地域別最低賃金額改定の目安について、中央最低賃金審議会に対して、厚生労働大臣からの諮問が行われており、審議が始まっております。

昨年、目安について新型コロナウイルス感染症拡大により、雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが妥当との公益委員見解が示され、具体的な額は示されませんでした。中央から目安額が示されない中で、島根におきましては、全国に先駆けて2円の引上げを全会一致で答申いただいたということで、事務局といたしましても大変感謝しているところでございます。

今年も、いまだコロナが終息しない中での審議となり、昨年以上に難しい審議となることも考えられますが、中央の目安答申は、7月中旬頃に行われる予定というふうに聞いております。

また、新型コロナウイルス感染症の雇用、経済への影響などについては、審議会の中でも御議論がいろいろされるかと思いますが、政府の動きとして6月18日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略フォローアップにおきまして、賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされたところでございます。

県内の経済情勢を見てまいりますと、7月1日付の日銀・松江支店の発表の山陰の金融経済動向によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響などから、厳しい状況が続いているものの、基調としては持ち直しつつあるとのことで、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響からサービス消費を中心に厳しい状況が続く中、持ち直しつつあるとされ、製造業の生産は、増加基調にあるとされております。

県内の雇用情勢でございますが、5月の有効求人倍率は1.48倍となり、全国平均の1.09倍を上回っている状況でございます。昨年度は感染症の影響もあり、求人が減少し、注意を要する状況が続いておりましたが、このところ製造業での求人の増加なども見られ、一部持ち直しの動きが見られると判断しているところでございます。ただし、業種によってはばらつきもあり、感染症の影響等もありますので、今後も注視する必要があるというふうに考えております。

このような状況の中で、県内の多くの企業、事業場では、雇用維持の努力を続けておられ、労働局といたしましても、引き続き雇用の維持、事業継続のための助成金等の活用について、早期の支給決定に努めているところでございます。

また、事業場内の最低賃金の引上げを進めるための業務改善助成金等につきまして、さらなる支給拡大に向けての検討が本省で行われているようです。助成金等が、より多くの方に活用していただけるよう周知広報などに努めてまいります。

審議会におかれましては、島根県における最低賃金を取り巻く事情を総合的に勘案いただき、御審議賜りますようお願い申し上げます。

例年のことではございますが、暑さの厳しい中での御審議、また、昨年に引き続き今年も新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じた上での御審議ということで、何かと御負担をおかけいたしますが、改めて、充実した御審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【指導官】 続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

本日は、会議次第、座席表の1枚物と、青いインデックスをつけた資料その1をお配りしております。その1の資料ナンバー1から9までを確認をいたします。資料ナンバー1が、第56期島根地方最低賃金審議会委員名簿となっております。資料ナンバー2のほうは、令和3年度審議会事務局体制となっております。資料ナンバー3、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋となっております。資料ナンバー4、島根地方最低賃金審議会運営規程の改正案となっております。資料ナンバー5、島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（改正案）となっております。資料ナンバー6が、島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領となっております。ここまでの1枚物となっております。続いて、資料ナンバー7です。最低賃金引上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書写しで、両面印刷の1枚物となっております。資料ナンバー8のほうです。令和2年度審議会等関係会議開催状況となっております。両面印刷3ページ建ての2枚物になります。そして、最後の資料ナンバー9ですが、令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表となっております。両面印刷4ページ建ての2枚物となっております。

それと、机上資料として、令和3年6月18日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021、関係部分を抜粋した両面印刷で6ページ物と、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ、これも関係部分を抜粋したものとなりますけども、両面印刷で9ページ物の2つをお配りしております。

あと、これとは別にピンク色のファイルに赤いインデックスナンバー1から18までをとじた賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料を取りまとめたものをお配りしております。

また、労使代表の委員の皆様には、令和3年度版の最低賃金決定要覧という冊子をお配りしております。公益委員の皆様には、先月行いました公益委員会議にてお配りをしております。

以上が本日お配りしております資料となります。よろしく願いをいたします。何か資料が不足している方はいらっしゃいませんか。（なし）  
ありがとうございます。

そうしますと、会議次第の2番目、第56期委員の紹介ということで、事務局の方から御紹介をさせていただきます。

【室長】 それでは、本年5月1日付けで委嘱しました、第56期島根地方最低賃金審議会委員の皆様方を御紹介させていただきます。

お手元にお配りしました青インデックス、資料ナンバー1の名簿に従いまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の順に50音順に御紹介いたします。

初めに、公益代表委員は、元NHK松江放送局副局長の飯塚弘委員。

【飯塚委員】 飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

【室長】 山陰中央新報社常務取締役の小田川真一委員。新任となります。

【小田川委員】 小田川でございます。よろしくお願いいたします。

【室長】 元社会福祉法人島根県共同募金会常務理事の富田眞智子委員。

【富田委員】 富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長】 島根大学法文学部准教授の藤本晴久委員。

【藤本委員】 藤本でございます。よろしくお願いいたします。

【室長】 出雲市芸術文化振興財団出雲文化伝承館館長の吉田美智子委員。新任でございます。

【吉田委員】 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【室長】 以上の5名となります。

次に、労働者代表委員について、紹介させていただきます。

日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長の景山誠委員。

【景山委員】 景山です。よろしくお願いします。

【室 長】 UAゼンセン島根県支部長の島田一英委員。

【島田委員】 島田でございます。どうぞよろしくお願いします。

【室 長】 JAM山陰組織部長の鳥目純子委員。

【鳥目委員】 鳥目と申します。よろしくお願いいたします。

【室 長】 パナソニックソーラーシステム製造労働組合執行委員長の西尾和孝委員。

【西尾委員】 西尾です。よろしくお願いします。

【室 長】 一畑電鉄労働組合一畑バス支部職場委員の山本楽委員。

【山本委員】 山本です。よろしくお願いします。

【室 長】 以上5名でございます。

次に、使用者代表委員につきまして、御紹介させていただきます。

有限会社太田硝子店代表取締役の太田裕子委員。

【太田委員】 太田と申します。よろしくお願いいたします。

【室 長】 株式会社こばやし専務取締役の小林直子委員。新任でございます。

【小林委員】 小林です。今日は遅くなって申し訳ありませんでした。お願いします。

【室 長】 松江商工会議所専務理事の松浦俊彦委員。

【松浦委員】 松浦です。よろしくお願いします。

【室 長】 一般社団法人島根県経営者協会専務理事の森脇建二委員。

【森脇委員】 森脇です。よろしくお願いします。

【室 長】 協同組合島根県鐵工会専務理事の若松志昌委員。

【若松委員】 若松です。よろしくお願いします。

【室 長】 以上の5名でございます。

委員の皆様方には、令和5年4月末までの任期2年間、審議会の円滑な運営など、御協力賜りますようお願いいたします。

なお、資料ナンバー1の名簿につきましては、審議会資料としてホームページへ掲載することとなりますので、御承知おきください。

【指導官】 それでは、会議次第の3番目、会長及び会長代理の選出に移りたいと思います。

【室 長】 会長及び会長代理の選任につきましては、最低賃金法の規定により、公益委員を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。島根におきましては、委員からの推薦をいただいているところですが、どなたか推薦をお願いできますでしょうか。

【森脇委員】 はい。それでは、私のほうから。よろしいですか。

【室 長】 はい。お願いします。

【森協委員】 はい。会長に富田委員、会長代理に藤本委員を推薦したいと思います。以上です。

【室長】 ただいま、森協委員より会長に富田委員、会長代理に藤本委員との御発言がありました。委員の皆様、異議はございませんか。

(「異議なし」)

【指導官】 どうもありがとうございました。

それでは、会長に富田委員、会長代理に藤本委員、よろしくお願いいたします。富田会長、藤本会長代理からは、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただき、以降、会議の進行をお願いいたします。

【会長】 失礼します。ただいま御推薦をいただきまして、会長を務めさせていただきます富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの局長の御挨拶にもありましたが、昨年は新型コロナウイルス感染症により、中央の目安額が出ないという中での審議となりました。今年度もまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、厳しい状況の中での審議となろうかと思えます。労使双方それぞれ御意見はあろうかと思えますが、島根にふさわしい最低賃金の決定になりますように、真摯な御議論をお願いしたいと思います。私ども公益委員としましても、公正中立な立場から円滑な議事運営に努めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長代理】 会長代理を務めさせていただきます藤本です。よろしくお願いいたします。コロナ禍で労使共に非常に厳しい状況だと思いますけれども、労使の話し合いが円滑に進みますように公益委員として努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、会長を務めさせていただきます。

それでは、会議次第の4番目、島根県最低賃金の改正諮問について、事務局のほうからお願いいたします。

【室 長】 それでは、これより労働局長が島根県最低賃金の改正諮問を行います。

【局 長】 島根県最低賃金の改正決定について。

最低賃金法第12条の規定に基づき、島根県最低賃金の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップに配した貴会の調査審議を求めます。

以上、お願いいたします。

(局長が富田会長へ諮問文を手交)

【会 長】 承知しました。

ただいま、労働局長から審議会へ諮問をいただきました。いよいよ今年の島根県最低賃金の調査審議が始まりますが、何か諮問に対し、御質問はありませんでしょうか。

(「ありません」)

【会 長】 ありがとうございます。

では、続きまして、会議次第の5番目、島根県最低賃金改正にかかる審議方法についての(1)島根地方最低賃金審議会運営規程及び運営小委員会運営規程の改正について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 座って説明させていただきます。

島根地方最低賃金審議会及び運営小委員会の運営規程の改正につきましては、青インデックス資料のナンバー4とナンバー5に改正案をつけております。

6月に行いました公益委員会議では、規程の改正等はない旨説明しておりましたが、先般本省からの指示もありまして、本審議会へ提案させていただくこととしました。

改正箇所につきましては、赤字の部分になりますが、コロナの影響もありますが、最近ではテレビ会議システム、オンライン会議がいろいろなところで行われているということもありまして、島根におきましても、現時点ではまだ予定はありませんが、今後これに対応できるようにするために、第4条に委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。2番目として、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。という文言を追加しております。

それから、議事録の署名につきまして、押印見直しと併せて本省からの指示もありまして、この署名も廃止するという取扱いとなりましたので、審議会運営規程は第7条、運営小委員会運営規程は第6条になりますが、会議の議事については、議事録を作成する。としてその次の、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。というところと、議事要旨について同条3項のこの場合、第1項の署名は、議事要旨に行うこととする。という部分を削除しております。島根の場合には、今まで押印もしていましたが、これも廃止ということにします。

なお、署名押印は廃止としますが、内容の信頼性を担保するために、従前と同様に関係委員に確認をしていただくことは、今後も行いうこととしております。以上が運営規程の改正についてとなります。

【会 長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました、1点目の運営規程の改正について、最近ではコロナということで、いろんなところでオンライン会議が行われておりますけれども、これを可能とする改正案と、2点目が内容確認は今までどおり当然必要ですが、議事録・議事要旨の署名廃止にかかる改正案について

の提案がありました。これにつきまして何か御意見、御質問がありますでしょうか。

景山委員。

【景山委員】 ちょっと細かいですけど、第4条のテレビ会議システムと記載があるところですけども、ウェブ会議ではなくテレビ会議とされる理由がおありでしたら、それを聞かせていただきたいということです。

【局長】 厚生労働省のほうから示された文例がこの内容になっておりまして、定義のところを見ていただくと、ウェブ会議、それぞれ呼び方様々だろうと思いますが、そういうものを称するというで御理解いただければというふうに思っております。

【景山委員】 私の理解では、テレビ会議は、決まった場所で会議にウェブ上で参加するオンラインの会議。ウェブ会議は、どこにいても参加が可能なインターネットを使った会議システムだと思うので、どちらでも併用できるという解釈を取っていくなら、オンライン会議とすべきでしょうし、意味があってテレビ会議あるいはウェブ会議という使い分けをされるなら、そういう使用目的ができるように配慮すべきかなと。ちょっと細かいですけど、どちらでも私は構いませんけども、そういうことでちょっと質問させていただきました。

【局長】 離れたところで会議に参加していただくということまでしか、私どもも想定してなくて、場所をどこにするとかそれぞれの会議室、特定の会議室を指定してというようなことを、想定してのことでは多分ないということなので、今おっしゃっていただいた趣旨も実際に運用を始めるときに、再度確認していただくようなことで、規程の表現としてはこの文例で示されたものを使わせていただければと思っているんですが。

【景山委員】 しつこいようですが、テレビ会議としてしまうとテレビ会議しか開けない。オンライン会議とするとウェブ会議も使用して使えるという幅が広がるので、

ただ私自身は、ウェブ会議としとしてテレビ会議システムを使うということもインターネットを使った会議を使うことも可能になるので、そちらのほうがいいのかと思います。会議の機密性を担保するというのであれば、それぞれが遠隔地であっても決められた場所でテレビ会議システムを使うということの意味合いのほうが適正ではないかなと思うので、そういう意味合いであればテレビ会議で結構かなと思います。

【会 長】 いかがでしょうかね、多分これは厚生労働省から準則的に示された内容でしょうし、今言われることももっともだと思いますが、この先実際に、島根県内でこれが使われるかどうかというのも、なかなか分からないところではありますが、取りあえず今回これに収めさせていただいて、今後、実際にこれを運用する際に、もう一度考え、もし訂正等が必要であれば、そのときに考えるということで、今回収めさせていただいてはいかがでしょうか

【景山委員】 結構です。

【室 長】 すみません、一応これでやらせていただいて、今後不都合が出てくるようであれば、また再度提案させていただくということにさせていただきたいですが、よろしいでしょうか。

【会 長】 はい、使用者側のほうは特にないでしょうか。

【森協委員】 はい。

【会 長】 では、先ほどの件につきましては、今、事務局のほうからありましたけれども、そういう形で対応させていただくということで、進めさせていただきたいと思います。

では続きまして、会議次第5の2、専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは、改正決定の審議方法に当たって、専門部会委員の任命予定についての説明と、この審議会で議決をお願いしたい2つの案について、説明させていただきます。

まず、専門部会の設置と組織の予定について御説明いたします。

資料ナンバー3に、最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋をつけておりますが、最低賃金の改正諮問があった場合には、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門の事項を審議するため専門部会を置かなければならないと規定されており、また、同条第3項及び審議会令第6条第1項で専門部会を組織する委員は、公、労、使各同数の9名以内で組織すると規定されております。

島根地方最低賃金審議会においては、今まで慣例で9名により専門部会を組織しております。今年も例年どおりでよろしいか、後ほど御審議願います。

その専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、本日7月6日付で島根労働局一般公示を行い、7月21日水曜日を締切りとして、関係者から推薦を求めまして、その後速やかに任命したいと考えております。

また、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、任命する予定でおります。

今回の諮問に伴い、同じく本日7月6日付で、最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見を求める公示を、7月26日月曜日まで行うこととしておりますので併せてお知らせいたします。

次に、本会議で審議の上、議決をお願いしたい2点について御説明いたします。

1点目ですが、審議会令第6条第5項によると、審議会はあらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができるものと規定されており、本審議会でこの議決をいただきますと、専門部会の決議後に改めて審議会で決議する必要がなくなることとなります。

なお、審議会で議決が不要になる場合は、専門部会において全会一致で議決された場合に限るよう運用することとされております。

2点目としましては、同じく令の第6条第7項の取扱いでございますが、

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決により、これを廃止するものとするがあります。第6条第5項と同様に本日その議決がいただければ、専門部会終了後改めて審議会で議決する必要がなくなります。

以上、専門部会の説明と定員9名の御審議が1点、事前に審議決定いただきたい事項を2点、提案させていただきました。御審議をよろしく願いいたします。

【会 長】 ただいま、事務局の説明がございましたが、あらかじめ議決しておいてよろしいでしょうか。

(「はい」)

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、専門部会は慣例により9名の委員とすること、審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、いずれも決定をさせていただきます。

続きまして、会議次第の5の(3)運営小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 運営小委員会の設置について御説明いたします。

資料ナンバー5を御覧ください。島根地方最低賃金審議会運営規程第3条で、会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができると規定されており、今年度においても運営小委員会を設置しておきたいと考えております。

必要な案件が発生したときに、迅速に対応するという意味合いで設置を図るものであります。当局の場合は、毎年特定最低賃金の改正の必要性を検討する際に開催をしております。以上です。

【会 長】 ただいま、事務局の説明がありました。

運営小委員会の設置につきまして、御意見等、何かありますでしょうか。

例年どおり設置するというので、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」)

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、異議なしということですので、事務局より運営小委員会設置の  
手続等の説明をお願いします。

【室 長】 資料ナンバー5として、島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程を提  
出してあります。この第2条の規定により、労働者を代表する委員、使用者  
を代表する委員各2名及び審議会の会長及び会長代理をもって構成するとな  
っておりますので、公益委員は会長と会長代理ですが、労働者側と使用者側  
それぞれ2名の指名をお願いしたいと思います。

【会 長】 労使各側から2名の委員を指名することとなりますが、いかがでしょうか。

【森脇委員】 よろしいですか、使用者側から私、森脇と若松委員この両名で対応したい  
と思います。

【会 長】 ありがとうございます。

景山委員。

【景山委員】 労側は、私、景山と島田委員でお願いしたいと思います。

【会 長】 ありがとうございます。それでは、確認をさせていただきます。

運営小委員会の委員は、公益側は会長と会長代理となっておりますので、  
私と藤本委員、労働者側は景山委員と島田委員、使用者側は森脇委員と若松  
委員ということで指名をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、会議次第の5の4、公開と意見陳述について、事務局から説  
明をお願いします。

【室 長】 島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項と、添付はしていませんが、各種最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に、会議は原則として公開するとされておりまして、原則、会議は公開です。

しかし、運営規程のそれぞれ同じ条文のただし書で、「ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長・部会長は会議を非公開にすることができる」とされておりまして、この適用をどの範囲にするのかということですが、前回3月の第419回本審議会及び先日の公益委員会議では、基本的には労使委員の意向によることとし、審議会の終了前に労使委員の意見を聞いた上で、次回の審議会を公開するかどうか会長が決めるということが確認されました。

なお、全国的な流れとしまして、本審議会においては全面公開の方向となっております。島根におきましては、例年8月初め頃に行っている中央の目安答申の伝達にかかる本審につきましたは、事務局説明までを公開として、その後は一部非公開としていますが、実際ここでの金額審議は行われておりませんで、非公開になっている部分は、事務局説明に対する質疑、意見などと改正諮問に対する関係団体からの意見書の提出について、それから、審議会令第6条第5項の適用、専門部会での決議の取扱いですね、これらについて、それから、特定最賃の審議の進め方について、それから、事業場視察を行っていただければその報告について説明を行っているなどであることから、公開しても差し支えないものと考えております。

なお、非公開とする場合には、その理由を明確にしておくこととされております。それから、会議の公開につきましたは、議事録についても公開ということになります。公開については以上ですが。

続きまして、審議会の開催に当たっての意見陳述への対応について説明いたします。

最低賃金法第25条第6項では、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとするされ、島

根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項と専門部会運営規程第4条第3項に、会長、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明または意見を聴くことができるとされております。

毎年、県最賃金額決定の公示に対し、異議の申出がありまして、昨年はしまね労連と自治労連から、異議申出の審議会で各10分程度の意見陳述が行われております。

今年も異議の申出を行い意見陳述も希望されるものと思われませんが、これとは別に本日の改正諮問に伴い、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日行います。これに対して昨年は、しまね労連から意見書の提出がありまして、8月の目安伝達本審の傍聴を行っておられます。他県においては、この目安伝達本審においての意見陳述が多数行われておりまして、恐らく、この目安伝達の本審時にも意見陳述を希望されるものと思いますが、これを含めて、意見陳述について御協議をお願いしたいと思います。

なお、先般の公益委員会議において意見を伺ったところでは、本審議会については、目安伝達の一部非公開となっている部分も含めまして、公開しても特に問題はないのではないかと、公開する方向ではどうかという意見でした。それから、関係労使からの意見陳述については、希望されれば拒否する理由はなくて金額審議前に意見陳述をすることは理解できることから、認める方向でよいのではないかと御意見をいただいております。

以上、公開・非公開の決定と意見陳述への対応について、この2点について御審議願います。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま、事務局から公開・非公開について、それから、意見陳述についての説明がありましたが、皆様の御意見ををお願いしたいと思います。

森脇委員。

【森脇委員】 今の事務局の御説明については、おおむね賛成というか結構だと思っております。ただし、個人情報のほうと、それから企業の情報で特定の情報っていうのが入ったときは、やっぱりこれ非公開にしたいっていうところもあります。

して、この辺がきちんと担保できるかどうかということも含めて、御検討いただきたいと考えておまして、これが金額審議だけで企業情報とか個人情報が入るといった話かどうかというところは、きちんと皆さんの了解を取った上で、進めていただきたいというふうに考えてます。

非常にナーバスなことでありますし、本年度はコロナによって特定の業種、それから特定の企業等で、非常に痛みを伴う経営状態がありまして、この辺の話が出てきたときにどういうふうに対応するかということも、できれば今日御審議していただきたいと考えています。以上です。

【会 長】 ありがとうございます。

基本は公開としても、いわゆる個人情報、企業情報、特にそういうのが特定されるような場合は気をつけてほしいというところですが、そこら辺りは今後とも基本公開とは言いながら、これまでのように次回の審議会についてどうするかというのは、都度都度、最終的に皆さんの意見を聴きながら会長が決めるという形は取っていきたいと思います。

ただ、8月最初の目安伝達のときの審議については、たしか金額等々もまだ決まっておられませんので、これについては他県も公開をしておられるようなので、特に問題はないように思いますが、そこら辺りはいかがでしょう。

【景山委員】 今おっしゃったとおりで、その目安伝達に関わる本審議会については、特に問題がないものと考えます。

【森脇委員】 同じです。

【会 長】 ありがとうございます。

それから、意見陳述ですが、これまでは8月20日過ぎの異議申出についての審議会では意見陳述をいただいていたと思いますが、それ以前に、実質の金額審議が始まる前に意見を陳述したいという希望があり、それもそうだな、当然かなと思ったりもしますが、そこら辺りはいかがでしょう。

【森脇委員】 使用者側は異議ありません。

【会 長】 はい、いかがでしょう。労側は。

【景山委員】 我々も異議ございません。

【会 長】 はい、分かりました。そうしましたら、意見陳述についても先ほどの説明のように、実質の金額審議の始まる前に、だから目安伝達時の本審において希望があれば受け付けるということで、お願いしたいと思います。

それでは皆様、そのように図りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、会議次第の7番目のその他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「ありません」)

【会 長】 特に、委員のほうからはないようですが、事務局のほうからは何かありますでしょうか。

【室 長】 すみません、ちょっと6番目のところで会議次第の6番目のところですが。

【会 長】 はい。

【室 長】 すみません、島根県労働組合総連合からの要請が資料ナンバー7のとおり6月10日にありました。

労働局長宛ての要請ですが、要請項目の1、時給1,500円への引上げを目指し、当面1,000円以上にすること、及び要請項目の6、審議会開催に当たっての意見陳述や完全公開等の要請については、今後の審議会にも関係することですので、厚生労働省本省に報告するだけでなく、審議会へも伝える旨、回答を行っております。このような意見、要望があったこと

について、審議会委員の皆様へも報告させていただきます。

要請に対する御意見があれば、その意見を付して本省へ報告することとなりますし、特段なければ報告を受けた事実を本省報告することとしております。以上です。

【会 長】 はい、失礼しました。会議次第の6番を私が飛ばしてしまいました。

ただいま、事務局のほうから、6番の労働団体からの要請書についてということで報告がございましたけれども、何か委員の皆様からありますでしょうか。

(「特に、ないです」)

【会 長】 それでは、特には委員のほうからはないということでございますので、審議会としては、このような要請があったことについては承知しましたので、事務局は審議会へ報告した事実を厚生労働省のほうにお伝えいただければと思います。よろしく願いをします。

失礼しました。そうしましたら、会議次第の7番目、委員のほうからその他ということですが、何か特にはないようなので、事務局のほうからありましたらお願いをします。

【室 長】 例年ですと、この後、事業場視察を行っておりますが、まだコロナが終息しない中でもありますので、今年は中止とさせていただきますので御了承のほどよろしくお願いいたします。

それから、7月末までには、例年どおり特定最低賃金、産業別最低賃金の改正の申出も予定されております。一応改正の申出につきましては、前回の本審議で7月23日金曜日をめぐりに提出をお願いしていましたが、オリンピックで祝日が移動した関係もありますので、できれば7月の26日月曜日をめぐりに提出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。その申出がありましたら、運営小委員会を例年どおり開催したいと思っております。

今後の開催日程につきましては、審議会終了後に確認をお願いしたいと思

います。以上です。

【会 長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、次回8月2日開催予定の本審は、目安の伝達と改正諮問に関する関係労使の意見が提出されれば意見陳述とその審議、この2つが内容となります。

昨年までは、目安伝達の事務局説明までを公開し、それ以降を非公開としておりましたが、情報公開の流れの中で、審議会のさらなる透明化が求められてきていることから、次回本審議会については、最初にも御審議いただきましたが、本年から事務局説明後も公開ということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、次回の目安伝達等の本審議会は公開とします。なお、議事録も公開となりますので御承知おきください。

そのほか何かありますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議はこれで終了となります。ありがとうございます。